

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成22年 8 月20日付け大健福第2390号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 22 年 7 月 1 日付け大健福第 1535 号
により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定 1」という。）に対する異議申
立ては、異議申立ての利益が失われたと認められるので、実施機関は、却下すべきであ
る。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 22 年 6 月 23 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例
第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 22 年 2 月
8 日付大阪市公正職務審査委員会（以下「審査委員会」という。）より出された『公
益通報（第 21-01-133 号）の対応について（勧告）』の勧告に対する報告書」（以下「本
件文書 1」という。）との公開請求（以下「本件請求」という。）及び、「住吉区役所
住民情報担当特定職員の超過勤務命令（平成 22 年 4 月 1 日から 6 月 22 日分まで）、
「同担当では、6 月 19 日（土）午後 7 時 50 分にも休日出勤していたが、同日出勤し
ていた同担当全職員の勤務時間と理由が分かる全書類」との旨の公開請求を行った。

2 本件請求に対する決定

本件請求に対し、実施機関は、条例第 10 条第 2 項に基づき、別表 1 の（お）欄に
記載のとおり本件文書 1 を保有していない理由を付して、本件決定 1 を行った。

なお、本件請求に記載される「公益通報」とは、職員等の公正な職務の執行の確
保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）に基づき、職員等の職務の執行に関す
る事実であって違法又は不適正なものについて、広く通報を受け付け、事実調査を行
い、是正を図るとともに、通報者の保護を図る制度のことであり、公益通報（第
21-01-133号）（以下「本件公益通報」という。）とは、社会福祉法人大阪市住吉区社

会福祉協議会（以下「住吉区社協」という。）に係る公益通報として処理された案件である。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 22 年 7 月 5 日、本件決定 1 を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「不服審査法」という。）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成 22 年 2 月 8 日に審査委員会より「公益通報（第 21-01-133 号）の対応について（勧告）」が出され、その文中に、「直ちに、必要な措置をとられるとともに、その内容を本委員会に報告してください。」とあり、住吉区社協に対する改善指導 市社協及び全区社協に対する自主調査、の報告を求めている。

当該勧告書に「直ちに報告してください」とあるので、同年 6 月 8 日に、てん末を聞くべく架電すると、法人監理担当課長代理が出た。その際、「4 月 16 日に住吉区社協より『改善指導事項に対する報告について』が出された。市社協及び他の区社協からは報告が出ていない。」とのことであった。

勧告から 4 か月もたつが、「直ちに」とはいつのことかと聞くと、「現在鋭意努力している。」という。

法人監理担当に求める。

本件決定 1 を取り消し、住吉区社協より出された報告は公開すること。

通知書の備考欄を使い、「勧告に対する報告書は○月○日に委員会に提出する。」と明示すること。（当方は、再度その日以降公開請求する。）

- 2 結果的に、主管担当より審査委員会に報告書が提出されたのは、勧告日から 6 か月と 1 日後である。「直ちに」の意味が理解できていない。

また、変更後の決定通知書を「受け取らない」と主張して返還するという行為は、これを受け取ると、本事案の真実が見えなくなるためであり、本件異議申立てを続けることにより、担当者に猛省を促すためである。

市職員はなぜこんなに仕事が遅いのか。大阪市には何か問題があるのではないのか。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 経過

実施機関は、本件異議申立ての趣旨を、本件決定 1 を取り消し、「社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会会長から大阪市長あて提出された改善指導事項に対する報告書」（以下「本件文書 2」という。）を公開すること、決定通知書の備考欄に本件文書 1 を審査委員会へ提出する期日を明示すること、と解し、異議申立人の主張にある本件文書 2 を本件請求時点の平成 22 年 6 月 23 日に既に公文書として保有して

いたことから、当初対象文書と想定していた公文書の範囲をさらに広く解して、本件文書 2 を特定し、同年 7 月 30 日付け大健福第 2030 号により、不存在による非公開決定の一部取消し及び新たな部分公開決定（以下「本件決定 2」という。）を行った。

また、本件文書 1 については、今後、公文書として作成される予定であったため、説明責任の観点から、備考欄に、本件文書 1 は「平成 22 年 8 月上旬までには作成する予定」との旨を明記した。

実施機関が行った本件決定 2 に対して、異議申立人は、同年 8 月 3 日、大阪市役所本庁舎市民相談室窓口において、本件決定 2 の決定通知書を「受け取らない」と主張して返還するとともに、実施機関が審査会へ諮問を行うことを強く要望した。実施機関は、本件決定 2 により、本件異議申立ての利益が満たされたと解したが、異議申立人の理解を得られなかったため審査会に諮問を行った。

2 本件請求に係る公文書

本件文書 1 は、平成 22 年 2 月 8 日付け審査委員会より出された「公益通報（第 21-01-133 号）の対応について（勧告）」の勧告に対する報告書であり、同年 8 月 9 日付けで審査委員会へ提出したものである。

3 本件決定 1 の理由

本件文書 1 は、平成 22 年 8 月 9 日付けで審査委員会へ提出されているが、同年 7 月 1 日時点においては作成しておらず、実際に存在しなかったため、本件決定 1 を行った。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 対象文書について

本件決定 1 の対象文書として実施機関が想定したのは、平成 22 年 2 月 8 日付けで審査委員会より出された「公益通報（第 21-01-133 号）の対応について（勧告）」の勧告に対する報告書（本件文書 1）である。

なお、本件請求時において実施機関は本件文書 1 を保有していないとして、本件決定 1 を行い、その後、本件異議申立てが行われた際、本件異議申立ての趣旨を斟酌し、本件文書 2 として「社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会会長から大阪市長あて提出された改善指導事項に対する報告書」を新たに特定して、本件決定 2 を行っている。

3 争点

異議申立人は、本件決定1を取り消し、本件文書2を対象文書として特定し公開すること及び、決定通知書の備考欄に本件文書1を審査委員会へ提出する期日を明示することを求めているのに対し、実施機関は、本件決定1を一部取り消して行った本件決定2によって、異議申立人の求めを全て満たしたとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、公開の可否ではなく、不服審査法の趣旨に鑑みた、異議申立ての適法性である。

4 本件異議申立ての適法性

(1) 本件決定1及び2に係る事実経過

実施機関は、当初、本件請求の趣旨を、実施機関が審査委員会へ提出する報告書そのものであると解し、当該報告書の参考資料である本件文書2については、本件請求の対象文書として特定しなかったとのことである。

当審査会で見分したところ、本件文書1は、本件公益通報に係り審査委員会が改善等の勧告を出し、当該勧告に対する報告等を健康福祉局が取りまとめた報告書であり、その内容としては、各区社協等から提出された報告書を参考に分析した結果等が記載されている。したがって、本件文書1は、本件請求の趣旨に合致する公文書であると認められる。

また、平成22年6月23日の本件請求時点のみならず、本件決定1を行った7月1日時点においても、本件文書1の作成に際して参考とした書類のうち、本件文書2については保有していたが、その時点で審査委員会へ提出する本件文書1は作成しておらず、公文書として保有していなかったとのことである。

なお、本件決定1の決定通知書の備考欄に本件請求で求められた本件文書1の作成予定日を記載しなかったのは、その時点で作成の目処がたっていなかったためとのことである。

ここで、本件決定1について、実際に本件文書1が審査委員会に提出されたのが同年8月9日であることには争いがない中で、本件請求時点では、本件文書1を作成中であり、保有していなかったとする実施機関の説明に、特段、不自然な点は認められない。

さらに、本件異議申立ての趣旨である本件決定1を取り消し、本件文書2を対象文書として特定し公開すること、及び、決定通知書の備考欄に本件文書1を審査委員会へ提出する期日を明示することに対して、実施機関は本件決定2により誠実に対応しており、異議申立人の求めは満たされたと認められる。

(2) 本件異議申立ての適法性

そもそも、情報公開制度は、前記第5の1で述べたように、「公文書の公開を請求する市民の権利」を何人にも保障するための制度であり、審査会は、条例第20条に規定されているように、公文書の公開請求に係る公開決定等に対する不服申立てについて、実施機関が行う諮問に応じ、条例に基づき調査審議することを主たる役割としているところ、本件決定2が異議申立ての趣旨を満たすものであるにもかかわらず、本件決定1の取り消し等を求める旨の本件異議申立てが、条例第17条

又は不服審査法の趣旨に照らして適法か否かが問題となる。

本件異議申立ての趣旨から考えれば、異議申立てが提起された平成 22 年 7 月 5 日時点では、異議申立人には本件決定 1 の取消しを求める法律上の利益があったといえる。

しかしながら、同年 7 月 30 日付けの本件決定 2 において、実施機関が本件異議申立ての趣旨を踏まえ新たに対象文書として特定した本件文書 2 について、異議申立人は、本件決定 2 に係る決定通知書の受け取りを拒否するとともに、いまだ閲覧等を行っていないとのことである。

この点について、当審査会で確認したところ、実施機関は当該決定通知書を送付するとともに、別途電話連絡も行っていることから、異議申立人は本件決定 2 が行われた事実を既に知っていることに加え、本件文書 2 を閲覧等できない特段の事由も見受けられないことから、既に異議申立人は本件文書 2 を閲覧等できる状態になっているものと認められる。

そこで本件異議申立ての適法性について見ると、本件決定 2 は、前記第 5 の 4 (1)のとおり、本件異議申立ての趣旨にしたがって行われていると認められるとともに、上記のとおり、異議申立人が本件文書 2 を閲覧等できる状態となっていることは明らかであり、この時点で、本件決定 1 の取消しを求める本件異議申立ての利益はなくなったものと認められる。

よって、本件決定 1 の取消しを求める本件異議申立ては、その利益がなくなっており、不服審査法第 47 条第 1 項に基づき不適法となることから、却下すべきである。

5 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 赤津加奈美、委員 上田健介

別表１ 本件決定１

(あ)	諮問書	平成 22 年 8 月 20 日付け大健福第 2390 号
(い)	決定	平成 22 年 7 月 1 日付け大健福第 1535 号 不存在による非公開決定
(う)	請求日	平成 22 年 6 月 23 日
(え)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	平成 22 年 2 月 8 日付大阪市公正職務審査委員会より出された「公益通報（第 21-01-133 号）の対応について（勧告）」の勧告に対する報告書【本件文書 1】
(お)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	当該公文書を現時点で作成しておらず、実際に存在しないため。
(か)	異議申立て年月日	平成 22 年 7 月 5 日
(き)	担当	健康福祉局総務部法人監理担当

別表２ 本件決定２

(あ)	決定	平成 22 年 7 月 30 日付け大健福第 2030 号 不存在による非公開決定の一部取消し及び新たな部分公開決定
(い)	公文書の件名	社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会会長から大阪市長あて提出された改善指導事項に対する報告書【本件文書 2】
(う)	備考	「公益通報（第 21-01-133 号）の対応について（勧告）」に対する報告書は平成 22 年 8 月上旬までには作成する予定です。
(え)	担当	健康福祉局総務部法人監理担当

(参考) 答申に至る経過

平成 22 年度諮問受理第 14 号

年 月 日	経 過
平成 22 年 8 月 20 日	諮問
平成 22 年 9 月 13 日	異議申立人から意見書の提出
平成 22 年 10 月 4 日	実施機関理由説明
平成 22 年 10 月 25 日	審議（論点整理）
平成 22 年 11 月 9 日	審議（答申案）
平成 22 年 11 月 22 日	審議（答申案）
平成 22 年 12 月 17 日	答申